

むつ市雇用対策協定書

むつ市（以下「市」という。）と厚生労働省青森労働局（以下「労働局」という。）とは、むつ市が目指す持続可能なまちづくりを進めるため、より連携を強化し、協働して地域の雇用をめぐる環境の整備と改善に取り組むこととし、以下のとおり「むつ市雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と労働局が時勢に応じた地域の政策課題を共有し、市が行なう雇用創出による地域活性化その他の雇用に関する施策と、労働局における雇用に関する施策とを密接な連携のもとに円滑かつ一体的に実施することにより、市内の雇用環境の整備と改善を図ることを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置等）

第3条 前条の事業計画は、市及び労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。
2 運営協議会は必要の都度開催することとし、事業計画及び事業実施状況を審議するとともに、当該審議事項について地元事業主等から意見を求めることができるものとする。

（要請等）

第4条 むつ市長及び青森労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行なうことができるものとする。
2 むつ市長及び青森労働局長は、前項の要請に対して、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市、労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、むつ市長及び青森労働局長が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年6月8日

むつ市
むつ市中央一丁目8番1号

むつ市長 山本知也

厚生労働省青森労働局
青森市新町二丁目4番25号 青森合同庁舎

青森労働局長 角井伸一